業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件）第四号に掲げる果樹に係る収穫共済の共済関係に係る収穫共済（以下「特定短縮方式による収穫共済」という。）にあっては、平成二十八年産の果実）、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては平成三十年産の果実（事故除外方式による収穫共済及び特定短縮方式による収穫共済にあっては、平成二十九年産の果実）、びわ及びうめに係る収穫共済にあっては平成二十九年産の果実並びに樹体共済にあっては平成二十八年度に樹体共済に付される果樹に係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十八年以前の年産の一般果樹に係る収穫共済に係る果樹（事故除外方式による収穫共済又は特定短縮方式による収穫共済に係る果樹を除く。）、平成二十七年以前の年産の一般果樹に係る事故除外方式による収穫共済及び特定短縮方式による収穫共済に係る果樹、平成二十九年以前の年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済に係る果樹（事故除外方式による収穫共済又は特定短縮方式による収穫共済に係る果樹を除く。）、平成二十八年以前の年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹に係る事故除外方式による収穫共済及び特定短縮方式による収穫共済に係る果樹、平成二十八年以前の年産のびわ及びうめに係る収穫共済に係る果樹並びに平成二十七年度以前に樹体共済に付された果樹に係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第百七十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十五第二項、第四項及び第五項、第百三十五条第五号、第百三十六条第六項並びに第百四十一条の六第五項の規定に基づき、畑作物基準共済掛金率、畑作物一次共済掛金標準率、畑作物二次共済掛金標準率、畑作物通常標準被害率、畑作物再保険料基礎率及び畑作物保険料基礎率を次のように定める。

平成二十八年一月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　平成二十五年二月六日農林水産省告示第四百四十八号（畑作物基準共済掛金率等を定める件）は、廃止する。

2　この告示は、平成二十八年産の畑作物共済に係る農作物及び蚕繭（長崎県、宮崎県及び鹿児島県のばれいしょ、茶並びに岩手県、山形県、福島県及び長野県の蚕繭にあっては、平成二十九年産）に係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十七年以前の年産の畑作物共済に係る農作物及び蚕繭（長崎県、宮崎県及び鹿児島県のばれいしょ、茶並びに岩手県、山形県、福島県及び長野県の蚕繭にあっては、平成二十八年以前の年産）に係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県大府市梶田町三丁目一六九、一七六、二一七から二一九まで、四丁目六五、五丁目一九六、一九七、二〇二から二〇四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県北秋田市今泉字一ノ渡一七の五から一七の七まで・二一の九一・二一の九二・字牛坂五〇の一一・字造坂一七の二（以上七筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百七十七号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の九第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

表株式会社日本政策金融公庫の項中

平成二十七年七月一日から平成二十七年九月三十日まで	年三厘三毛

を

平成二十七年七月一日から平成二十七年九月三十日まで	年三厘三毛
平成二十七年十月一日から平成二十七年十二月三十一日まで	年四厘一毛
平成二十八年一月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二厘九毛

に

平成二十七年七月一日から平成二十七年九月三十日まで	年三厘九毛

を

平成二十七年七月一日から平成二十七年九月三十日まで	年三厘九毛
平成二十七年十月一日から平成二十七年十二月三十一日まで	年四厘九毛
平成二十八年一月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二厘九毛

に

改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中

平成二十七年七月一日から平成二十七年九月三十日まで	年三厘九毛

を

平成二十七年七月一日から平成二十七年九月三十日まで	年三厘九毛
平成二十七年十月一日から平成二十七年十二月三十一日まで	年四厘九毛
平成二十八年一月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二厘九毛

に

改める。

○経済産業省告示第十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月二十六日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
414684	小野　博史
414686	葛西　史範
414688	辻本　健一
414690	池田　大介
414692	長池　貴志
414694	鈴木　知子
414696	横川　雅人
414698	水川　良司
414700	矢口　拓也
414702	佐﨑　伸一

登録番号	氏名
414685	竹澤　道昭
414687	島林　秀行
414689	荒川　浩詞
414691	水野　雅也
414693	大島　義史
414695	高原　浩志
414697	手塚　康志
414699	飯島　周作
414701	岡部　拓也
414703	菊地　謙吾

○経済産業省告示第十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月二十六日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
103096	松浦　滋男
209619	秋田　秀一
213002	足谷　貢一
408455	齋藤　佳久

○経済産業省告示第十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年一月四日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月二十六日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
107060	上坂　芳大
212907	一刈　久志
407484	松嶋　隆士

登録番号	氏名
408469	古内　克剛
408470	山岸　寛文